

八王子市空き家等対策懇談会開催要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">八王子市<u>空き家</u>等対策懇談会開催要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)に<u>基づき、空き家等対策全般に係る施策の向上及び円滑な遂行並びに</u>特定空家等の認定及び指導等について、適正かつ効果的に行うことを目的として、八王子市<u>空き家</u>等対策懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見等を求める事項)</p> <p>第 2 条 懇談会において、意見を求める事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 空き家の発生予防や利活用、その他空き家等対策全般に関すること。</u></p> <p><u>(2) 意見を求めようとする空家等の空家等管理状況調査表の評点に関すること。</u></p> <p><u>(3) 意見を求めようとする空家等の周辺への悪影響の程度に関すること。</u></p> <p><u>(4) 特定空家等認定後の指導方針に関すること。</u></p> <p>(参加者)</p> <p>第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、<u>8</u>人以内で懇談会への参加を依頼するものとする。</p> <p>(1) 弁護士又は司法書士 2 人以内</p> <p><u>(2) 税理士 1 人</u></p> <p><u>(3) 建築士 1 人</u></p> <p><u>(4) 土地家屋調査士 1 人</u></p>	<p style="text-align: center;">八王子市<u>特定空家</u>等対策懇談会開催要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)で規定されている<u>特定空家等の認定及び指導等</u>について、適正かつ効果的に行うことを目的として、八王子市<u>特定空家</u>等対策懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見等を求める事項)</p> <p>第 2 条 懇談会において、意見を求める事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 意見を求めようとする空家等の空家等管理状況調査表の評点に関すること。</u></p> <p><u>(2) 意見を求めようとする空家等の周辺への悪影響の程度に関すること。</u></p> <p><u>(3) 特定空家等認定後の指導方針に関すること。</u></p> <p>(参加者)</p> <p>第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、<u>7</u>人以内で懇談会への参加を依頼するものとする。</p> <p>(1) 弁護士又は司法書士 2 人以内</p> <p><u>(2) 建築士 1 人</u></p> <p><u>(3) 土地家屋調査士 1 人</u></p> <p><u>(4) 宅地建物取引士 2 人以内</u></p>

八王子市空き家等対策懇談会開催要綱 新旧対照表

<p>(5) 宅地建物取引士 2人以内 (6) 町会・自治会役員 1人</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(開催期間)</p> <p>第5条 懇談会は、平成28年5月16日より、<u>空き家等対策が終了するまで必要に応じて随時に開催するものとする。</u></p> <p>第6条 ~ 第8条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成28年5月16日から施行する。 この要綱は、特定空家等対策が終了した日をもって廃止する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>この要綱は、空き家等対策が終了した日をもって廃止する。</u></p>	<p>(5) 町会・自治会役員 1人</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(開催期間)</p> <p>第5条 懇談会は、平成28年5月16日より、<u>特定空家等対策が終了するまで継続して開催するものとする。</u></p> <p>第6条 ~ 第8条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成28年5月16日から施行する。 この要綱は、特定空家等対策が終了した日をもって廃止する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>
---	---